

里山の保全と「森林・林業再生プラン」

—里山地域の人工林をめぐる—

龍谷大学法学部教授・里山学研究センター研究スタッフ

吉岡 祥充

1. 里山と人工林

周知のように、「里山」とは何かについて、従来から様々の議論がなされてきた。ここで、あらためてそれらを振り返り整理することはできないが、後論との関係で、一応、用語の使い方を設定しておく必要がある。

里山とその保全が議論されてきた重要な理由として、そこでは地域における自然と人間との関係のあり方、とくに地域の自然資源を循環的に利用しつつ人々が生産し生活する持続可能な地域のあり方を展望するとともに、それをこれからの社会全体のあり方を考える際のモデルとして提示していくという問題意識がある。このように、今後の社会のあり方を射程に入れながらも、まずは地域単位での物質循環のあり方を考えるとすれば、里山という言葉も、一定の地域的広がりをもった、森林・田畑・ため池・用水路など地域における農業生産や生活を展開するために資源の持続的利用管理が行われてきた地理的範囲を示すものとして理解し、その重要な構成要素として里山林があると把握することができる。以下の記述では、一応、以上のような広い意味での「里山地域」と「里山林」とは概念的に区別されるという立場に立ちつつ、慣用的な言葉の用法を考慮して里山林の意味で「里山」という用語を使用したい¹。

さて、その上で、里山と言え、一般的には、農村や山村における生産や生活のために利用管理されてきた薪炭林や農用林あるいは雑木林などがそれに当たるとされ、地域の入会によって管理されて来たという意味で「二次的自然」としての性格を有するとされている²。このような意味での里山は、戦後の高度成長期にかけて、燃料革命といわれる薪炭から化石燃料への転換や化学肥料や機械化など農業生産方法の変化によって次第に利用されなくなっていったが、この利用度の低下した里山について、とくに1950年から70年までの間に、高度成長による木材需要に応えるために「拡大造林」が展開され、薪炭林などとして利用されていた里山を伐採し杉・檜など針葉樹を植林することによる用材林化が全国的に進められた³。これは、里山を農業生産や地域生活の共同性を基礎とした利用管理の対象から林業の資源へと転換するものであり、農業生産・地域生活での里山の直接的利用から家族経営的農業を補完する育林生産という商品生産対象へと変化させることを意味した。里山の管理面からいえば、それまで里山の多くが入会的管理の対象となっていたものを、造林投資を担保するなどの目的から、個人有化を含めて、その権利関係を近代的形態へと転換させる政策も進められたことによって地域共同体的管理が弛緩し解体する中で、人工林の管理も次第に個々の家族経営単位で所有し管理されるようになっていったのである。1950年代から造林された人工林はすでに50年生以上に達し十分に

利用可能な段階に達しただけでなく、その蓄積も相当な量となっているが、60年代から自由化されていた外材との競争など市場の影響による林業の低迷によって、里山地域に存在する人工林についても林業の素材として管理や利用が十分に行われない状態となっているのである。

このことは、里山の側から見た場合は、それが破壊され変質したことを意味するともいえる。しかし、その結果として、里山林の存在する地域には人工林もかなりの程度存在しているのであり、また上にも指摘したように、里山地域の保全を狭い意味での里山林の保全としてではなく地域資源の持続的循環的利用と管理の維持・形成として考える場合、本来の里山林とは異なるとしても、広い意味での里山地域の自然を構成し、人の手によって利用管理されることによって維持されうるという「二次的自然」としての性格を有するという意味で、人工林の利用管理をどうするかは、やはり里山地域保全という問題としても考える必要があるのではないかと思われる⁴。もちろん、里山地域の人工林をどう利用管理していくかは、地域的な土地利用に関する合意＝計画とも関係する問題ではあるが、人工林は林業の素材として植林され保育されてきたものであることから、まずは林業政策のレベルで近年どのような施策が行われ、またそこにどのような課題があるのかについて検討したい。

そこで、このような問題を考える手始めとして、本稿では、2010年に公表された「森林・林業再生プラン」の内容を概観し、若干の検討を加えることとしたい。

2. 「森林・林業再生プラン」の概要

周知のように、民主党政権のもとで林野庁が2010年に公表した「森林・林業再生プラン」（以下では「再生プラン」として引用する）は、それをより具体化した「森林・林業の再生に向けた改革の姿」（以下では「改革の姿」として引用する）が2011年に明らかにされ、さらに、それらにしたがって、2012年には森林・林業基本計画が策定され、また2013年には全国森林計画が更新されることによって制度化が進められてきた。

以下では、上記「再生プラン」と「改革の姿」を中心に、そこに提示されている政策のポイントを整理する。

(1) 基本的な政策論理

「再生プラン」は、その冒頭で次のように述べている。「戦後植林した人工林資源が利用可能な段階に入りつつある。しかしながら、国内の林業は路網整備や施業の集約化の遅れなどから生産性が低く、材価も低迷する中、森林所有者の林業への関心は低下している。また、相続などにより、自ら保有すら意識しない森林所有者の増加が懸念され、森林の適切な管理に支障を来すことも懸念される状況にある。」

これに続く記述も含めると「再生プラン」は、一方で、利用可能な森林資源の蓄積があり、また「外材輸入の先行きに不透明性」があり、さらには未来に向けて低炭素社会への転換が展望されるなど木材利用の拡大が期待されているにもかかわらず、他方で、我が国の林業の生産性が低く、そこに材価の低迷が続いたことによって、林業への意欲も低下し、森林の管理さえ十分に行われなくなってしまったという認識のもとで、林業政策の基本的課題を〈林業の低生産性の克服〉として把握し、その課題を実現するためには「効率的で安定的な林業経営の基盤づくり」が必要であるとする。そして、林業の生産性向上によって再生される産業的経済循環によって、森林の多面的機能の持続的発揮も確保されるというのである⁵。

では、「効率的で安定的な林業経営の基盤づくり」とは何か。どのようにしてそれを実現す

るのか。この点について、「再生プラン」は様々の方策を提言しているが、ここでは、「最低限の処方箋」とされる⁶、①森林経営の集約化を促進する方策、②施業コスト低減を促進する方策、および③森林計画制度の見直し、の主要な3点についてその内容を見ておきたい。

(2) 森林経営の集約化を促進する方策

「再生プラン」の基本的な発想は、〈所有と経営の分離〉を基礎に〈施業の集約化〉を進めることによって経営規模の拡大を図るという点にある。これは、日本の林家数約91万戸のうちおよそ75%が所有面積5ha以下の小規模林家であることから、その小規模分散的な林地所有構造が規模拡大の阻害要因であるという認識のもとに、その林地所有と経営の分離をより進めることによって規模の拡大を図ろうとするものである。そのために、具体的には、従来の森林施業計画制度を見直し新しい「森林経営計画制度」を導入した⁷。

従来の施業計画制度は、民有林（公有林・国有林・分収造林地を含む）について、森林所有者やそこから委託を受けた森林組合が、30ha以上の民有林について、5年間の植栽・造林・保育・間伐・伐採といった施業計画を立て、市町村による認定を条件に、税制・金融・補助金などの支援措置を受けることができる制度であった。もちろん、この制度においても、ある程度施業対象を面的に拡大することは意識されていたが、それをさらに進めるとともに、森林計画制度の一環として基本的には資源政策として枠を出ていなかったものをより広い森林経営を対象に転換させようとしたのが森林経営計画制度である⁸。

これには、「属地計画」と「属人計画」の2種類の方式があり、前者では、「林班または隣接する複数林班の面積の2分の1以上の面積規模であって、林班または理移設する複数林班内に自ら所有している森林及び森林の経営を受託している森林のすべてを対象」としてたてる経営計画であり、後者は、「自ら所有している森林の面積が100ha以上であって、その所有している森林及び森林の経営を受託している森林のすべてを対象」としてたてる経営計画である。言い換えれば、前者は、「地形その他の自然条件等」の観点から、後者は、「森林経営の実施状況」の観点から、一体として整備することが望ましい森林を対象としている。ただ、面積的に言えば、我が国の平均的林班（森林施業の区画）面積は約60haとされていることからすれば、前者の場合、数値は明示されておらず、したがって面積的な要件は課されていないが、ある程度の面的なまとまりが想定されていることはいうまでもない。

また計画項目としては、対象となる森林の現況を把握したうえで、5年間を単位とした木材生産計画と森林整備計画を立てるが、それは単なる施業計画にとどまらず、森林経営に関する長期の方針や計画の前提となる施業履歴の把握、自然環境への配慮、施業の共同化の推進、経営規模拡大の目標などや、さらに対象地域の路網整備やその目標などまで記載されることになる。

そして、単に施業を受託する者ではなく、森林経営に責任を持つ者を助成するという観点から、作成主体は森林所有者およびそれと長期施業受託を締結した受託者であるとし、森林経営計画が基準に適合したものと認定された場合、その計画策定者に様々の税制上の優遇や補助金が交付されることになった。税制上の優遇措置としては、たとえば、山林収入の20%を「森林計画特別控除額」とする措置や林地保有の合理化を目的とする林地譲渡所得の特別控除などがそれである。またとくに、従来の補助金制度を整理し、従来の造林関係事業のうち森林整備事業を「森林環境保全直接支払事業」として、原則として認定を受けた森林経営計画に基づく施業に集中的に補助をする制度化がなされた。さらに経営計画の策定段階、つまり集約化を進め

る段階においても、①森林経営計画作成に必要な、森林簿の調査、現地調査などの森林情報の収集整理、説明会や戸別訪問を通じた計画参画への合意取り付けなどの活動に係る経費、②集約化して間伐を行うために必要な各種調査、境界の確認、説明会や戸別訪問を通じた施業への合意取り付けなどの活動に係る経費などが、「森林整備地域活動支援交付金」として支給されることになっている⁹。

以上のように、「再生プラン」は、林地の「所有と経営の分離」を前提に「施業の集約化」を進めることによって林業の規模拡大を計るという政策を推進しているものであり、新たに森林所有者になった者の届け出義務や林地境界の画定・明示など「権利関係の明確化」も、ある意味では当然ともいえることが強調されるのも、それがこの集約化や次に見る路網整備を進めるための前提条件として意識されているからである¹⁰。

(3) 施業コスト低減を促進する方策

上に見た森林経営計画制度は、所有と経営の分離を前提とする施業の集約化によって経営規模の拡大を目指すものであるが、「再生プラン」においては、さらに施業コストを低減させるための方策が提起されている。

もっとも重要な方策は「路網整備」である。また路網整備とセットで「機械化」を推進することによって、より効率的な作業システムを構築することが目標となっている。言うまでもなく、従来から林道や作業道の整備は行われてきたが、なおドイツや北欧諸国に比較してその整備水準は低位にとどまっている。これに対して、単に量的な整備目標を立てるだけではなく、「成熟した資源を持続的に循環利用するための基盤」として、また単に伐採・搬出だけではなく「地域の森林全体を管理・経営し、その面的・空間的機能の発揮」させるための路網整備が目標とされている¹¹。そのため、従来の林道に加えて、より「経済的」で「丈夫で簡易」な「林業専用道」と「森林作業道」という企画を導入し、機械を利用した作業システムとの整合性を想定した整備計画を、個別の森林経営計画だけではなく、経営計画の認証基準ともなる市町村森林整備計画の重要な項目としている。また、以前から森林法の規定（同法第50条）によって、木材の搬出などを目的として林道などの施設を設置するために必要な範囲で他人の土地に使用権を設定することが認められていた。この手続きとして、知事は土地所有者及び関係人（利用権設定者など）の意見を聴取する必要があるが、不在村地主の増加や世代交替によって所有者や関係人を確定できない場合や地域コミュニティの衰退や人間関係の希薄化によって協力が得られない場合もあることを考慮して、2011年の森林法改正において、公示の手続きをとることによって使用権設定への道を開いた。これも、路網整備を進めるためのものである。

もう一つは、施業コストの低減に向けて、森林組合の政策的位置づけ、とくに森林組合と民間の林業事業体との役割分担を見直していることである。

この点は、上に見た森林経営計画制度にも関連している。森林計画制度を規定する森林法11条はその第1項で経営計画の策定主体について、「森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者」と規定している。この「森林所有者から森林の経営の委託を受けた者」とは、形式的には、森林組合や民間の林業事業体が想定されているが、従来の施業計画制度においては、森林組合が主要な主体と考えられていた。「再生プラン」の中では特に言及されていないが、「改革の姿」は、「森林組合については、施業集約化・合意形成、森林経営計画作成を最優先の業務とし、系統全体の共通認識として醸成することが重要である。」として、施業集約化を進めるための森林経営計画策定が森林組合の重要な役割である述べている¹²。そして、

森林組合がこの役割すなわち森林計画の作成と計画に基づく森林整備の実施を適正に果たしているかどうかをチェックし、必要に応じて員外利用の停止などの改善を要請するとする¹³。要するに、個別の施業受託ではなく、施業の集約化をすすめることに注力させようという趣旨である。

これに対して、民間（森林組合以外）の林業事業体については、継続的な事業継続が可能となるよう、効率的な作業システムや機械化の促進はもとより、事業執行能力・社会的信用・人事管理能力など多面的に育成する必要があるとしつつ、「林業事業体（森林組合および民間林業事業体を含む一筆者）の低コスト化への取り組みを促すよう、森林整備の担い手である林業事業体間の競争が働く仕組みを構築する必要がある。」つまり、低コスト化を促進するため、民間林業事業体間はもちろん森林組合も含めてそれらの間に競争環境を作るというのである。そのために、「森林組合と民間事業体のイコールフットイング」を確保する必要がある、具体的には、施業集約化段階では、森林組合だけでなく民間事業体も含めて、森林経営計画を策定する「意欲と能力を有する者」に対して、都道府県や市町村は集約化に必要な情報（森林簿および森林計画図など）を開示するとし、その計画に基づく森林整備の段階では、総合評価落札方式による競争入札と計画作定者による事業者選択の説明責任などによって、林業事業者間の競争を創出することを意図している¹⁴。

このように、「改革の姿」では、枠組みとしては森林組合と民間事業体との競争による低コスト化を基本としているが、森林組合の「本業優先ルール」という指摘も考慮すると、実質的には、森林組合による〈施業集約化の推進〉と民間事業体による〈施業の低コスト化〉という役割の分担を展望しているといえよう。

(4) 市町村森林整備計画のマスタープラン化¹⁵

上記の(2)でとりあげた森林経営計画も森林計画制度に含まれるものであるが、ここではもう一つの変更点である市町村森林整備計画について整理する。市町村森林整備計画も従来から存在するが、いままでは全国森林計画を前提に都道府県が策定する地域森林整備計画があり、さらにそれをノックダウンしたものとして市町村森林整備計画が策定されていたことから、その形骸化が指摘されてきた。しかし、「再生プラン」では、市町村が森林計画制度の主役となり、「地域内の民有林全体の管理・経営に全面的な責任をもつ」ものと位置づけられ¹⁶、市町村森林整備計画が基本計画として機能するための方策が導入されている。

まず、従来は森林・林業基本法によって、水土保全林・森林と人との共生林・資源の循環利用林という森林の3区分が規定され、市町村森林整備計画の中でその区分が適用されることになっていたが、「再生プラン」を踏まえた2011年森林法改正によって、市町村が森林の実態と地域の意見を踏まえて主体的にゾーニングを行えるようになった。また市町村は計画事項を自主的に追加することも可能となり、造林・間伐・保育・伐採などに関する管理・施業のルールを規定することも計画事項とされた。さらに路網整備についても、地域の実情を踏まえて整備計画を策定できるようにした。これらはできる限り図面化されることになっており、それによって基本計画として機能しやすいように配慮されている。これらに加えて、森林経営計画の認定基準を市町村が規定できるようにしたことで、ここの森林経営計画による森林整備を上記のような市町村森林整備計画に沿うように誘導することもできるようになっている。

とはいえ、実際のところ、その地域内に民有林を有するすべての市町村が独自にマスタープランとしての市町村森林整備計画をすぐに策定できるわけではない。市町村単位でそのよう

な計画策定を実施できる十分な人的資源を有していないところも多いことから、マスタープラン化の実現を担保するための人材養成が重要となる。この点について、「再生プラン」では、セーフティネットとして「日本型フォレスター制度」の導入を提起している。これは、都道府県職員・森林管理局職員・市町村職員などを研修し、森林整備に関する専門的知識や技術を有するフォレスターとして市町村の森林整備計画策定を支援する役割を担わせようというものである。これは、個別の森林経営計画の作成を支援する森林施業プランナーや実際の現場技術を担う森林作業道作設オペレーター・フォレストマネージャー・流通コーディネーターなどとともに、総合的な人材育成プログラムとして提起されている。

(5) その他

「再生プラン」「改革の姿」では、その他、効率的な加工・流通体制の整備や国産材の消費拡大などについての方策も提言されているがここでは割愛する。

3. 若干の検討

以上に見た「再生プラン」は、林業政策としては、林業が地域の基盤産業となっている山村部を主な対象として想定していると思われる。しかし、政策としてその対象地域が山村部に限定されているわけではなく、またはじめにも述べたように、政策対象となっている人工林は里山にもかなりの程度存在している。ここでは、人工林を含む里山の保全との関係で「再生プラン」について若干の検討を加え、むすびに代えることにしたい。

改めて言うまでもなく、いわゆる山村だけではなく、中山間地や里山の多い農村部においても、地域の経済活動として林業の振興は重要な課題である。問題は、その林業のあり方と政策、つまり、どのような林業を目指して、どのような政策を展開するべきか、という点である。この問題を考えるために、ここでは、山村部と里山の多い農村部との条件的な違いおよび森林の多面的機能の維持と林業との関係を意識しつつ、「再生プラン」の問題点を考えてみたい。

(1) 「所有と経営の分離」による「経営の集約化」について

本論でも述べたように、「再生プラン」の基本的な方向は、林地や人工林に関する所有権を有する者がその森林を経営するのではなく両者を分離する、具体的には、林地所有権を有する者が森林組合などに経営を委託することによって個別の施業だけではなく森林経営全体を集約化し、林業の生産性を向上させようということである。

たしかに、小規模分散的な林地所有のあり方、山村・農村における高齢化の進行、さらに山村における限界集落の拡大や集落の自然消滅などの現実を踏まえて、人工林資源の循環的利用のあり方を考えるとすれば、山村部においては「施業の集約化」だけではなく、長期的な森林整備を含めた「経営の集約化」はある程度避けられないと思われ、そのためには前提として林地に関する「所有と経営の分離」も進めざるを得ないだろう。しかし、林業は、蓄積された森林資源を活用し効率的な商品生産を行うことによって産業としての経済循環を実現しさえすればよいのではない。それが山村に生活し地域の自然を利用し管理する人々に役立つ基盤産業となるためには、たんに「所有と経営の分離」による「経営の集約化」を徹底させることによって効率的な林業を構築するのというのではなく、地域振興の視点から林業の役割や形態を考える必要がある。このような意味で、「再生プラン」は小規模な森林を所有し伐採から搬出・出荷まで自力で行っている自伐林家に対する支援策が不十分であり¹⁷、またそこには山村振興や地域再生の視点が弱いという批判があるのは当然であろう¹⁸。

さらに里山が多く存在する農村部においては、山村に比較して居住人口も多く、そこにはかつての農家林家や里山の管理を行ってきた経験を有する人々という人的資源が高齢化しつつもなお存在している。そうであるとすれば、山村に比較して、なお「所有と経営の一体化」を前提とする森林経営のポテンシャルはあるといえる。もちろん、林業として成立するためには規模や効率性の問題も考慮せざるをえないだけでなく、入会林野の近代化過程で導入された、森林所有者による競合の一形態である生産森林組合は様々の問題かかえ、森林整備の機能を十分に果たし得ていないという現実もあり、どのような形での事業化をめざすか、それに対してどのような政策的支援が必要かなど検討すべき多くの課題が残されていることは否定できないが、小規模な独立経営が難しい場合でも、小規模所有者の共同による事業化（いわば「協業」）の方向を目指すことも可能ではないかと思われる¹⁹。

(2) 森林の多面的機能と林業との関係について

つぎに「再生プラン」が提示している林業のあり方と森林の多面的機能との関係を検討する。この点について、「再生プラン」は「森林の有する多面的機能の持続的発揮」を理念の1つとしてあげており²⁰、「改革の姿」も「木材生産と公益的機能の発揮を両立させる森林経営の確立」を改革の方向としている²¹。森林の多面的機能や公益的機能としてあげられているものは、その関係する範囲としても世界的・全国的・地域的ななど広狭様々のレベルに関わり、内容的にも生物多様性保全機能・地球環境保全機能・土砂災害防止機能/土壌保全機能・水源涵養機能・快適環境形成機能・保険レクリエーション機能・文化機能・物質生産機能などが想定されている²²。もちろん、これらの多様な機能がどのように配慮されるべきかは、森林や地域によっても異なるであろうし、また物質生産を重視することになるであろう人工林についても、奥山のそれと里山地域のそれとは異なり、また物質生産機能の内容も異なるが、政策的に重要な問題はこれらの機能がどのような形で維持され実現されうるかという点である。

「再生プラン」においても、「木材生産と生物多様性保全など公益的機能が調和した実効性ある森林計画」の必要性が指摘され²³、「改革の姿」においては、より具体的に、従来の「水土保持林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」という3区分を廃止し、新たに多面的機能について「それぞれの機能毎の望ましい森林の姿と必要な施業方法を国、都道府県が例示し、その例示を参考に市町村が地域の意見を反映しつつ、主体的に森林の区分を行うこととする。」と提言がなされている²⁴。さらにこのような観点が市町村森林整備計画に導入され、その森林整備の方針や基準を個別の森林計画の認定基準として機能させ、さらにその認定を条件として森林経営者に対して補助金を支給するという方法で適切な森林の多面的機能を実現しようとしている。

しかし、「再生プラン」の基本となっている効率的な林業経営という論理からすれば、その森林経営が持続的なものであるために、〈人工林の生長量以内の伐採〉や〈齢級構成の平準化〉はある程度実現可能であるとしても、それを超える公益的な機能を実現することは当然に個別の林業経営に内在化されているものではない。したがって、この問題を解決の方向に導くためには、その基礎として個別の経営の論理を超える公的な制度によるコントロールやそれを実質化するための基盤でもある地域の土地利用計画に関するコンセンサスを形成する必要がある。この点、「再生プラン」においては、なお、森林の多面的機能と林業との関係のあり方が抽象的に述べられているにすぎない。また里山地域においては、個別土地所有権との調整問題はあつものの、地域の状況や人工林の管理状態なども考慮して、林業の対象である人工林をそのま

まに維持し続けるかあるいは里山林への再転換を計るか、などの選択肢も含めたより広い土地利用計画的観点からの検討も重要となろう。

(3) 地域的公共性に基づく土地利用計画について

最後に、土地利用計画という観点から、「再生プラン」で提示された森林計画制度の見直し内容について簡単に触れておきたい。

前章でも整理したように、森林計画制度については、「市町村森林整備計画のマスタープラン化」とそれを実質化するための「日本型フォレスター」など人的要員の養成が提案されていた。従来から森林計画制度が形骸化していることは指摘されているが、その物質生産機能も含めて森林の多面的機能を保全し発揮させていくという観点から、地域の実情を踏まえつつ森林整備計画を構成しようという方向性は評価したい。ただ、この市町村森林整備計画を「地域の関係者との共同による作成を推進」とし、そのためには「森林所有者、森林組合等の林業関係者、NPOを含めた合意形成」が重要であることが指摘されているものの、なお全体として「再生プラン」においては、「地域」は産業としての林業の展開する場として理解されているにすぎないといえる。地域の土地利用をめぐる共同性と競合性を自治的に調整した総意という意味での「地域的公共性」を基礎にした土地利計画や森林整備計画の策定が重要であると考え²⁵。この自治的調整プロセスは、「改革の姿」がいう自治体の役割の重視や日本型フォレスターの導入および森林組合の役割の明確化などだけで実現できる性格のものではなく、近年しばしば指摘されているように、公権力によるガバメントのあり方という問題、たとえば森林については森林計画制度などの法制度による土地所有権の公共的コントロールの問題と、その基盤であり、またそれを実質化する地域的ガバナンスのあり方の問題としてさらに検討しなければならないといえよう²⁶。

- 1 里山の概念整理については、丸山健次「今なぜ『里山学』か」（丸山・宮浦『里山学のすすめ』昭和堂、2007年）5頁以下、および鈴木龍也「里山から見た法と共同性」の現在」27～28頁（鈴木・牛尾『里山のガバナンス』昭和堂、2012年）を参照。本稿もこれらに依拠している。
- 2 武内和彦「里山の自然をどうとらえるか」（武内・鷲谷・恒川編『里山の環境学』東大出版会、2007）2頁。
- 3 深尾清造「林業の生産基盤」（半田良一編『林政学』文永堂出版、2003）103～111頁。なお、入会林野整備事業との関係については、中尾英俊「入会林野整備前後の所有形態と利用状況」（武井・熊谷・里木・中尾編『林野入会権』一粒社、1989）47～48頁を参照。
- 4 鈴木・前掲論文28頁。
- 5 以上の記述は「再生プラン」1頁。
- 6 「改革の姿」1頁。
- 7 森林経営計画制度の概要については、林野庁HP（http://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/sinrin_keikaku/con_6.html）を参照。
- 8 従来の森林施業計画と「再生プラン」における森林経営計画との比較については、餅田治之「森林・林業再生プラン」（遠藤日雄編『改訂・現代森林政策学』日本林業調査会、2012）76頁。
- 9 この制度そのものは、2002年度から導入されているので、「再生プラン」によって創設されたものではない。
- 10 「再生プラン」は、「森林の境界確定の推進と集約化施業や路網整備に係る同意取付の円滑化に向けたルールの検討」を課題としてあげている（6頁）。
- 11 岡田秀二『「森林・林業再生プラン」を読み解く』（日本林業調査会、2012年）40頁。

- 12 「改革の姿」10頁。
- 13 「改革の姿」11頁。
- 14 「改革の姿」12頁。
- 15 「マスタープラン化」という表現は、「改革の姿」5頁。
- 16 岡田・前掲書29頁。
- 17 佐藤宣子「「人の暮らし」が見えないプラン」(『林業経済』Vol. 63. (4)7頁以下)、同「小規模所有者排除の「森林経営計画」の問題」(『林業経済』Vol. 63. (11)22頁以下)。
- 18 清水徹朗「見直しが必要な「森林・林業再生プラン」」(『農林金融』2013年6月「今月の窓」)。
- 19 里山地域に存在する人工林を対象とする林業のあり方として、「協業」という形態の重要性は、龍谷大学・里山学研究センター第8回里山研究会での鈴木龍也氏(同研究センター研究スタッフ)の示唆による。
- 20 「再生プラン」2頁。
- 21 「改革の姿」2頁。
- 22 日本学術会議「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的機能の評価について(答申)2011年11月1日」64頁。
- 23 「再生プラン」6頁。
- 24 「改革の姿」6頁。
- 25 志賀和人編『21世紀の地域森林管理』(全国林業改良普及協会、2001年)180～182頁。
- 26 これらの問題については多数の文献があるが、ここでは、志賀・前掲書、牛尾・鈴木編『里山のガバナンス』(晃洋書房、2012年)と柿沢宏昭「森林ガバナンス研究の展望」(『林業経済』Vol. 63 (2)1～15頁)を参照した。柿沢は、生態系に基礎を置いた森林管理とそれを支えるガバナンスの構築とともに、持続的な森林管理のミニマムを保障するものとしてのガバメント(公的機関及び制度、政策)の役割の重要性を指摘している。